

随意契約及び比較見積りを徴収しない理由書

工事名：一級河川 尻無川 尻無川水門無停電電源装置補修工事

西大阪治水事務所の所管する尻無川水門は、高潮時および津波発生時に閉鎖し、浸水を防止することにより、府民の生命と財産を守る重要な役目を果たす防災施設であり、非常時に安全で確実な運転を行うため、施設の機能維持を適正に行う必要がある。

本工事は、尻無川水門に設置されている無停電電源装置の補修工事であり、据付・調整等を実施するものである。

当該設備は、平成24年に設置されて、令和4年現在で10年経過しており、蓄電池の内部抵抗が寿命値にあることから、信頼性確保に向けた取替が必要である。

当該設備は、瞬時電圧低下による水門の機能停止を防ぐ重要な機能を有している。また、いわゆる汎用設備ではなく、尻無川水門の機能・構造に合わせて固有又は独自に開発設計した技術等が採用されており、これらの情報技術は設置者の技術財産であり一切公開されていない。

従って、本工事を施工するにあたっては、その機能、構造に精通していることが必要な上、当該システムの詳細な設計資料及び専門知識など特別な能力が必要である。

よって、当該設備の設計・製作・据付を実施した株式会社日立製作所から補修工事・修繕等メンテナンス部門を受け継いだ関西日立株式会社以外にその能力を有するものがない。以上のことから、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号に基づき比較見積書の徴収を省略し、同社より徴する見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものとする。